

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成23年度
計画主体	備前市

## 備前市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 備前市役所産業部農林水産課管理係  
所在地 備前市東片上126  
電話番号 (0869) 64-1831  
FAX番号 (0869) 64-1850  
メールアドレス bznourin@city.bizen.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ヌートリア、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	備前市全域

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。  
 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成22年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	水稲、野菜	50.0ha [4,500千円]
イノシシ	水稲、野菜	20.0ha [2,000千円]
ヌートリア	水稲、野菜	5.0ha [500千円]
カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	果樹、野菜	5.0ha [500千円]

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

一時期野生獣による被害は横ばいで推移してきていたが、近年は特にニホンジカ・イノシシによる農作物（水稲、穀類）への被害の拡大傾向が市内全域で見られる。また、休耕田・湿地に生息するヌートリアによる被害、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）による果樹への被害も一部地域で見られる。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成22年度)	目標値(平成25年度)
ニホンジカ	50.0ha [4,500千円]	40.0ha [4,100千円]
イノシシ	20.0ha [2,000千円]	16.0ha [1,600千円]
ヌートリア	5.0ha [500千円]	4.0ha [400千円]
カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	5.0ha [500千円]	4.0ha [400千円]

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	備前市猟友会の協力の基に有害鳥獣駆除班（9班）を編成し、銃器による捕獲、追払い活動及びくくりわな・困いわなによる捕獲駆除活動を実施。 捕獲鳥獣に対する捕獲補助金制度を導入している。	鳥獣被害が増える一方で、猟友会及び駆除班の構成員も高齢化が進むなど、狩猟者が年々減少し、駆除活動の負担が増えている。捕獲の担い手としての新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上、資材の整備が課題となる。
防護柵の設置等に関する取組	市内全域において、電気柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵等による防護柵を設置する農家等に対して補助金を交付している。	共同と個人での設置が混在しており、これからは地域全体での獣害対策検討と集落一体となった広域的な防護柵設置の推進が必要。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>農地に繰り返し被害を加える個体の捕獲による個体調整と計画的な防護柵の設置による被害防止対策を推進するとともに、地域が一体となつての有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等と協力し、イノシシ・ニホンジカ等の生息状況や生息環境の情報把握に努め、効果的な駆除方法や防護柵の設置を検討する。</li> <li>・猟友会及び駆除班構成員による捕獲を支援するとともに、狩猟者確保・育成に向けた講習会等を適宜開催し、有害鳥獣駆除班活動の安定化に努める。</li> <li>・各種補助事業による防護柵の設置を推進することとし、集落ぐるみの広域的な柵設置を啓発、支援する。</li> <li>・地域懇談会や現地研修会、パンフレット配布等を通じて農業者に鳥獣被害対策に関する知識を普及するとともに、鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向け、休耕地の解消や適切な里山管理、エサとなる地域内農産物残渣の撤去等の徹底を啓発する。</li> </ul>
---

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

新たに「鳥獣被害対策実施隊」は編成せず、備前市猟友会及び駆除班との連携を密にし、捕獲駆除を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。  
 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度	ニホンジカ イノシシ ヌートリア	・鳥獣の生息状況の把握に基づき、囲いわな、くくりわなを設置し、捕獲による個体数調整に努め、農地に繰り返し出没する個体の駆除を図る。
平成24年度	カラス類 (ハシブト ガラス、ハ シボソガラ ス)	・イノシシ、ニホンジカに関しては、県事業の一斉許可捕獲促進事業への取組を強化する。 ・狩猟免許の取得を促し、猟友会及び駆除班による捕獲体制を強化するとともに、狩猟者講習会等による技術の向上を推し進める。
平成25年度		

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>岡山県第10次鳥獣保護事業計画を踏まえ、近年の捕獲実績を参考に設定する。</p> <p>《ニホンジカ》近年200頭前後の捕獲数で推移しており、この状況を踏まえて捕獲計画を設定した。(平成17年度捕獲頭数：168頭、平成18年度：229頭、平成19年度：163頭、平成20年度：149頭、平成21年度：233頭、平成22年度：216頭)</p> <p>《イノシシ》近年150頭前後の捕獲数で推移しており、この状況を踏まえて捕獲計画を設定した。(平成17年度捕獲頭数：304頭、平成18年度：116頭、平成19年度：108頭、平成20年度：132頭、平成21年度：155頭、平成22年度：188頭)</p> <p>《ヌートリア》防護柵や網等による被害防止が難しく、また近年の捕獲数の推移の状況を踏まえて現状の捕獲数を維持する捕獲計画を設定した。(平成17年度捕獲頭数：42頭、平成18年度：54頭、平成19年度：17頭、平成20年度：8頭、平成21年度：43頭、平成22年度：16頭)</p> <p>《カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス)》網等による被害防止が難しく、また近年の捕獲数の推移の状況を踏まえて現状の捕獲数を維持する捕獲計画を設定した。(平成17年度捕獲頭数：151羽、平成18年度：167羽、平成19年度：140羽、平成20年度：93羽、平成21年度：117羽、平成22年度：148羽)</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ニホンジカ	200	210	220
イノシシ	150	160	170
ヌートリア	20	30	40
カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）	140	140	140

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>備前市猟友会及び駆除班と情報交換並びに協議を重ね、農作物被害が多発する春期と秋期の2回の期間に重点的な一斉駆除として、銃器やわなによる駆除を実施するとともに、農業者からの被害報告並びに駆除依頼があれば、適宜緊急駆除を実施する。</p> <p>また、県下全域で7月1日～8月31日の間に実施されるイノシシ、ニホンジカを対象とした一斉許可捕獲促進助成事業（単県）を活用し、近隣市町や関係機関と連携した有害鳥獣捕獲に取り組む。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ニホンジカ・イノシシ・他	防護柵の設置 8,000m 市内全域	防護柵の設置 8,000m 市内全域	防護柵の設置 8,000m 市内全域

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度	ニホンジカ・イノシシ他	研修会、パンフレット配布等を通じて、普及啓発活動に努め、地域で出来る住民参加の被害防止対策の確立と組織体制の整備を図るとともに、鳥獣被害防止に向けた知識と技術の習得を目指す。
平成24年度	ニホンジカ・イノシシ他	
平成25年度	ニホンジカ・イノシシ他	

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	(現在無し：必要に応じて設立を検討する)
構成機関の名称	役割
—	—

(注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
備前市役所農林水産課	備前市の鳥獣被害対策に関する全般的な管理 ・鳥獣被害防止施策の立案並びに補助事業を活用した被害防止対策の実施 ・鳥獣被害の把握と捕獲等の実施 ・関係機関との連携や地域住民との連絡調整等
岡山東農業協同組合	情報の提供、被害の報告、農家への営農指導
備前市猟友会（駆除班）	情報の提供、有害鳥獣捕獲・駆除の実施

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置しない
-------

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・住民からの被害報告を素早く受け、関係機関へ情報提供し、適切な対策が実施できる体制整備に努める。
- ・農家自身による捕獲を進める為、新たな狩猟免許保持者の確保に向けた講習会や広報活動を展開し、捕獲体制の強化と担い手育成を図る。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

#### 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲現場での埋設、焼却処理等を行う。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

#### 7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・被害防止の方法を地域に周知し、耕作放棄地の解消や里山管理など地域の問題として地域が主体となって対策に取り組む意識改革を促す必要がある。
- ・鳥獣被害の広域化に対処する為、近接市町や関係機関との一層の連携を図る必要がある。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。